

第4章 介護保険事業

第1節 介護給付費の実績と見込み

1 第7期の実績

居宅サービスでは、有料老人ホームへの入居者の増加により、令和元年度から特定施設入居者生活介護サービス費が伸びました。そのため、令和元年度の訪問介護・訪問介護サービス費は減少がみられましたが、令和2年度には要介護認定者数の増加に伴い、訪問系の在宅サービス費はすべて伸びました。

施設サービスでは、施設入所を希望される方が多く、また介護度の高い方が多く利用しているため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は毎年給付費が伸びています。介護老人保健施設に関しては、令和元年度では横ばいでしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用日数も長くなる傾向にあり、給付費が伸びています。

また、高齢者の知識・技能・経験・学習意欲を生かした講座や教室の開催、長野県シニア大学等への参加などについて支援します。また、高齢者が気軽に誰でも楽しめるスポーツやレクリエーションの普及を推進します。

■第7期における給付費実績

（単位：千円）

区 分	H30 年度		R1 年度		R2 年度見込	
	給付費	前年度比	給付費	前年度比	給付費	前年度比
居宅サービス	43,976	20.4%	56,541	28.6%	51,674	▲8.6%
地域密着型(通所)サービス	25,765	7.6%	27,544	6.9%	28,509	3.5%
施設サービス	77,547	3.3%	73,219	▲5.6%	88,128	20.4%
特定入所者介護サービス	8,399	10.2%	9,263	10.3%	8,848	▲4.5%
合 計	167,554	9.3%	166,567	▲0.6%	177,160	6.4%

※厚生労働省見える化システム「介護サービス見込量」から

2 第8期の見込み

核家族化による家庭における介護力の低下や、独居老人世帯の増加を加味し、居宅サービスでは、今後も介護付き有料老人ホームへの入居者が増えることが見込まれます。

また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所待機者は依然として多く、今後も引き続き施設サービスへの需要が見込まれます。

しかし、第7期をピークに要介護認定者やサービス受給者の減少が見込まれるため、給付費全体では減額を見込みます。

■第7期と第8期以降の給付費の比較

(単位:千円)

区 分	第7期			第8期			第9期以降	
	平成 30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和 22
居宅サービス	43,976	56,541	51,674	42,051	40,670	38,713	31,522	15,815
地域密着型(通所)サービス	25,765	27,544	28,509	23,316	21,732	20,182	16,171	7,288
施設サービス	77,547	73,219	88,128	78,116	71,006	65,402	59,355	52,829
特定入所者 介護サービス	8,399	9,263	8,848	8,317	7,807	7,446	6,583	5,290
合 計	167,554	166,567	177,160	151,800	141,216	131,743	113,631	81,222

3 在宅サービスの給付費

(1) 訪問介護(ホームヘルプサービス)

要介護1～5

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や排泄などの身体介護や、調理・掃除などを行う生活援助、通院等の乗降介助を行い、安定した在宅生活ができるよう支援するサービスで、在宅介護の中心的なサービスの一つです。

【現状】主に独居や老々世帯、日中独居の要介護者の方が利用しています。令和元年度では、1月あたり17名、368.6回の利用がありました。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、月14名、延べ335回の利用を見込み、給付費は▲27.7%の伸率を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要 介 護	給付費(千円)	7,661	12,220	17,586	14,110	12,713	11,303	9,930	5,354
	利用人数/月(人)	15	17	17	16	15	14	12	8

(2) 訪問入浴介護

要支援1・2

要介護1～5

介護職員と看護職員が、寝たきりなどで入浴が困難な要介護者の居宅へ移動入浴車などで訪問し、持参した浴槽で入浴介護を提供するサービスです。

【現状】年間を通して一定水準で推移しています。令和元年度の利用状況は、要介護者は1月あたり2名、11回の利用、要支援者の利用はありませんでした。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者は月1名、3.5回の利用を見込み、要支援者の利用は見込みません。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	1,036	1,365	523	542	543	543	0	0
	利用人数/月(人)	1	2	1	1	1	1	0	0
要支援	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護

要支援 1・2

要介護 1～5

主治医の指示のもと、何らかの疾病のある方で要介護者の居宅を看護師などが訪問し、医療上の世話や診療の補助を行うサービスです。訪問看護ステーションや医療機関等の事業所がサービスを提供します。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者は、1月あたり26名、100.4回の利用がありました。要支援者は、1月あたり6名、26.3回の利用がありました。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者は1月あたり20名、70.7回、要支援者は1月あたり3名、9.2回の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2		H30	R1	R2	
要介護	給付費(千円)	8,234	9,744	8,599	7,253	7,257	7,257	5,510	1,903
	利用人数/月(人)	22	26	23	20	20	20	17	10
要支援	給付費(千円)	1,293	1,791	1,536	1,082	1,082	1,082	683	415
	利用人数/月(人)	5	6	6	4	4	4	3	3

(4) 訪問リハビリテーション

要支援 1・2

要介護 1～5

理学療法士や作業療法士が主治医の指示に基づき、要介護者や要支援者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者は、1月あたり1名以下、1.3回の利用がありました。要支援者の利用はありませんでした。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者は1月あたり1名以下、1回以下の利用を見込み、要支援者の利用は見込みません。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	0	57	0	0	0	0	0	0
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 居宅療養管理指導

要支援 1・2

要介護 1～5

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者は1月あたり20名、要支援者は1月あたり1名の利用がありました。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者は1月あたり17名、要支援者は1月あたり1名の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2		H30	R1	R2	
要介護	給付費(千円)	967	1,309	1,362	1,121	1,060	962	855	516
	利用人数/月(人)	15	20	23	19	18	17	15	10
要支援	給付費(千円)	96	65	35	36	36	36	36	36
	利用人数/月(人)	2	1	1	1	1	1	1	1

(6) 通所介護（デイサービス）

要介護 1～5

通所介護施設への送迎をし、日帰りで生活指導や日常動作訓練、入浴や食事の提供などを行うことで、生活の支援、心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。訪問介護とともに居宅介護サービスの中心をなすサービスです。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者で、1月あたり4名、49回の利用がありました。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者で1月あたり2名、17.4回の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	2,969	4,108	1,422	1,453	1,454	1,454	1,236	511
	利用人数/月(人)	4	4	1	2	2	2	2	1

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

要支援 1・2

要介護 1～5

介護老人保健施設や医療施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで行うサービスです。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者で、1月あたり6名、40.1回の利用がありました。要支援者で、1月あたり2名の利用がありました。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者は1月あたり5名、27.4回、要支援者は1月あたり1名の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	4,176	3,833	3,929	2,712	2,713	2,713	1,875	878
	利用人数/月(人)	8	6	7	5	5	5	4	3
要支援	給付費(千円)	368	517	240	242	242	242	242	0
	利用人数/月(人)	1	2	1	1	1	1	1	0

(8) 地域密着型通所介護サービス

要介護 1～5

定員 18 名以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。

【現状】令和元年度の利用状況は、1月あたり 33 名、277.4 回の利用がありました。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、1月あたり 25 名、192.3 回の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	25,765	27,544	28,509	23,316	21,732	20,182	16,171	7,288
	利用人数/月(人)	32	33	32	29	27	25	24	18

(9) 短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援 1・2

要介護 1～5

在宅で生活している要介護者・要支援者の方が、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・食事・排泄等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を提供するサービスです。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者で1月あたり4名、39.6回の利用がありましたが、要支援者の利用はありませんでした。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者で1月あたり7名、39.4回を見込み、要支援者の利用は見込みません。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	1,296	3,320	3,913	2,460	2,764	2,764	1,991	585
	利用人数/月(人)	1	4	6	7	7	7	6	3
要支援	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(10) 短期入所療養介護（ショートステイ）

要支援 1・2

要介護 1～5

在宅で生活している要介護者・要支援者の方が、介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所し、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを提供するサービスです。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者で1月あたり8名、72.9回の利用がありましたが、要支援者はありませんでした。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者で1月あたり6名、39.9回の利用を見込み、要支援者の利用は見込みません。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	9,230	8,464	6,330	5,097	5,099	5,099	4,333	2,421
	利用人数/月(人)	8	8	7	6	6	6	6	4
要支援	給付費(千円)	214	0	0	0	0	0	0	0
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(11) 特定施設入所者生活介護

要支援 1・2

要介護 1～5

特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の世話や機能訓練などを提供するサービスです。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者で1月あたり2名の利用がありましたが、要支援者はありませんでした。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者で1月あたり1名の利用を見込み、要支援者の利用は見込みません。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	0	3,203	0	0	0	0	0	0
	利用人数/月(人)	0	2	0	1	1	1	0	0
要支援	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(12) 福祉用具貸与

要支援1・2

要介護1～5

要介護者・要支援者の方が、在宅での日常生活動作が容易になるよう、特殊寝台や歩行器などの日常生活の補助や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。これにより、要介護者の自立度の向上や、介護者の負担軽減を図ります。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者で1月あたり33名、要支援者で1月あたり7名の利用がありました。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者で1月あたり27名の利用を見込み、要支援者で1月あたり7名の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	5,813	5,444	5,630	5,374	5,215	4,766	4,417	2,859
	利用人数/月(人)	32	33	32	30	29	27	25	16
要支援	給付費(千円)	348	441	569	569	492	492	414	337
	利用人数/月(人)	6	7	8	8	7	7	6	5

(13) 居宅介護支援

要支援1・2

要介護1～5

在宅サービス等を適切に利用できるように、利用者本人や家族の希望のもとに、介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成します。これに基づき介護サービスが提供されます。また、介護事業所、医療機関、介護保険施設との連絡調整も行います。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者で1月あたり53名、要支援者で1月あたり11名の利用がありました。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者で1月あたり41名の利用を見込み、要支援者で1月あたり10名の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	7,905	8,708	8,176	7,745	7,235	6,925	6,062	4,926
	利用人数/月(人)	49	53	49	46	43	41	36	29
要支援	給付費(千円)	494	555	672	572	573	521	521	364
	利用人数/月(人)	10	11	13	11	11	10	10	7

4 施設サービスの給付費

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護1～5

寝たきりや認知症などで日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護や生活が困難な人が入所する施設です。食事・入浴・排泄などの日常生活上の介護や機能訓練、療養上の世話などが受けられます。

新規入所者は、原則として要介護3～5の方が対象となります。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者で1月あたり15名の利用がありました。

【計画】村の人口及びサービス受給者数が減少傾向にあるため、令和5年度の必要量は、要介護者で1月あたり11名の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	44,790	43,560	42,798	39,909	36,778	33,979	30,737	27,583
	利用人数/月(人)	15	15	14	13	12	11	10	9

(2) 介護老人保健施設

要介護1～5

心身の状態が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、在宅生活への復帰を支援します。

【現状】令和元年度の利用状況は、要介護者で1月あたり10名の利用がありました。

【計画】村の人口及びサービス受給者数は減少傾向にあるものの、特養待機者や越冬入所者など需要があるため、令和5年度の必要量は、要介護者で1月あたり10名の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	32,757	29,659	45,330	38,207	34,228	31,423	28,618	25,246
	利用人数/月(人)	11	10	14	12	11	10	9	8

(3) 介護医療院

要介護 1～5

医学的管理のもとで、長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを一体的に受けられる施設です。

【現状】第7期中の利用はありませんでした。

【計画】第8期も第7期実績と同様とし、第9期以降も利用を見込みません。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 介護療養型医療施設

要介護 1～5

医療機関の療養病床等に入院する、医療が必要な要介護の人のための長期療養施設です。療養上の管理や看護、医学的管理のもとでの介護や機能訓練、その他必要な医療が受けられます。

【現状】第7期中の利用はありませんでした。

【計画】国による療養型施設の廃止(令和5年度末)及び介護医療院への転換方針のため、第8期は第7期実績と同様とし、第9期以降は見込みません。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0		
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0		

5 その他のサービス給付費

(1) 特定福祉用具購入費

要支援 1・2

要介護 1～5

要介護・要支援者の方の日常生活の利便性向上を図るため、貸与に適さない排泄・入浴などに使用する福祉用具を購入した場合、その購入費が支給されます。購入費用はいったん全額を自己負担し、その後申請により同年度で10万円を上限に利用者負担の割合分(1割～3割)を差し引いた額が支給されます。対象となる福祉用具は、①ポータブルトイレ、②入浴補助用具、③簡易浴槽、④移動用リフトの吊具部分、⑤自動排泄処理装置の交換可能部品の5種類です。

【現状】年度により1名～9名とばらつきがあります。月平均にすると1名以下となります。その多くは、入浴補助用具やポータブルトイレです。

【計画】第7期の実績を踏まえ、一定水準で推移していくと見込まれます。令和5年度の必要量は、要介護者で60千円、要支援者で40千円の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	74	63	39	70	70	60	60	50
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援	給付費(千円)	30	57	39	50	50	40	40	30
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 住宅改修費

要支援1・2

要介護1～5

住み慣れた自宅で安全に在宅生活を続けるために、ケアプランに基づく住宅の改修を行った場合、その改修費用が支給されます。改修費用はいったん全額を自己負担し、その後申請により同年度で20万円を上限に利用者負担の割合分(1割～3割)を差し引いた額が支給されます。対象となる住宅改修は、①滑り防止や移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更、②手摺の取付け、③段差の解消、④引き戸などへの扉の取替え、⑤洋式便器などへの便器の取替えの5種類です。

【現状】年度によりばらつきがあります。要支援1から要介護2までの方の申請が多くなっています。月平均にすると1名以下となります。

【計画】第7期の実績を踏まえ、一定水準で推移していくものと思われます。令和5年度の必要量は、要介護者で200千円、要支援者で270千円の利用を見込みます。

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要介護	給付費(千円)	0	201	178	200	200	200	185	150
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援	給付費(千円)	245	339	227	270	270	270	250	200
	利用人数/月(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 高額介護(予防)サービス費

要支援1・2

要介護1～5

同じ月に利用した介護(予防)サービス費用の利用者負担額の合計が、所得段階に応じた一定の上限額を超えた場合、超過分の負担額が高額介護(予防)サービス費として支給されます。

制度改正により令和3年8月から現役並み所得者の上限額が細分化されます。

【現状・計画】令和元年度の実績では、年間延べ304件が該当となっています。制度改正が予定されていますが、南相木村では影響はないと見込みます。

(単位:千円)

区 分	第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
高額介護サービス費	2,194	2,832	3,594	2,239	2,309	2,192	2,262	1,796
高額介護予防サービス費	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 高額医療合算介護(予防)サービス費

要支援1・2

要介護1～5

同じ世帯で負担した介護保険と医療保険の両方の自己負担額(介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額)を年間(8月～翌年7月)で合算し高額となった場合、限度額を超えた分が高額医療合算介護(予防)サービス費として支給されます。支給対象となる人は医療保険の窓口申請します。

制度改正により令和3年8月から現役並み所得者の上限額が細分化されます。

【現状・計画】令和元年度では、給付実績はありませんでした。年度ごとにばらつきがありますが、第7期の実績をもとに第8期以降を見込みます。制度改正が予定されていますが、南相木村では影響はないと見込みます。

(単位:千円)

区 分	第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
高額医療合算 介護サービス費	41	0	246	100	100	100	80	50
高額医療合算 介護予防サービス費	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 特定入所者介護(予防)サービス費

要支援1・2

要介護1～5

低所得の人は申請により認められた場合、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したときの食費や居住費は負担限度額までになります。基準費用額との差額は、特定入所者介護(予防)サービス費として介護保険で給付されます。

制度改正により令和3年8月から負担限度額が一部変わります。

【現状・計画】年度によりばらつきがありますが、第7期の実績をもとに第8期以降を見込みます。制度改正が予定されていますが、南相木村では影響はないと見込みます。

(単位:千円)

区 分	第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
特定入所者 介護サービス費	8,704	7,257	7,372	8,795	9,070	8,612	8,887	7,055
特定入所者 介護予防サービス費	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 審査支払手数料

国保連合会に委託している介護給付費の審査支払業務に係る手数料です。審査件数×単価で算出されます。

【現状・計画】令和2年度の単価は58円で、第8期も同額を見込みます。サービス受給者数が減少傾向にあるため、第8期以降は微減するものと見込みます。

区 分	第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
審査支払手数料(千円)	176	189	182	180	178	176	172	142

6 第8期介護保険事業計画における制度改正

(1) 補足給付（特定入所者介護サービス費）の見直し

介護施設を利用したサービスで支払う居住費や食費には基準になる額が定められていますが、令和3年8月からは食費の基準費用額が変更されます。

また、低所得の方は、申請して認められた場合、居住費や食費は負担限度額までの支払いになりますが、8月からは負担限度額の第3段階の細分化と食費の変更、受給要件の預貯金額などの細分化が行われます。

■食費・居住費等の基準費用額（1日あたり）

※令和3年8月からは赤字

区 分	居住費等				食費
	ユニット型 個室	ユニット型個室 的多床室	従来型個室	多床室	
標準的な費用の額	2,006 円	1,668 円	1,668 円 (1,171 円)	377 円 (855 円)	1,392 円 ※1,445 円

（介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額）

■食費・居住費等の基準費用額（1日あたり）

※令和3年8月からは赤字

所得 段階	対象者	居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型個室 的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1	①本人及び世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ②生活保護の受給者	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円	300 円
第2	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下	820 円	490 円	490 円 (320 円)	370 円	390 円	390 円 ※600 円
第3	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 利用者負担段階が第2段階以外の人 (令和3年7月まで)	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円	650 円
第3 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円	1,000 円
第3 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	1,360 円	1,300 円

（介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額）

※負担限度額の対象要件に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金などが単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超える場合

②については、令和 3 年 8 月から基準が利用者負担段階別になります。

第 1 段階：預貯金などが、単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超える場合

第 2 段階：預貯金などが、単身 650 万円、夫婦 1,650 万円を超える場合

第 3 段階①：預貯金などが、単身 550 万円、夫婦 1,550 万円を超える場合

第 3 段階②：預貯金などが、単身 500 万円、夫婦 1,500 万円を超える場合

（２）高額介護（予防）サービス費の見直し

介護保険サービスの利用者は所得に応じて決められた上限額までを負担します。その上限額を超えた分は申請により「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されますが、令和 3 年 8 月からは現役並所得者の上限額が細分化されます。

■利用者負担の上限額（１月あたり）

令和 3 年 7 月算定分まで

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
◆現役並み所得者 同一世帯に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の人がいて、65 歳以上の人が 1 人の場合は収入が 383 万円以上、2 人以上の場合は収入の合計が 520 万円以上	44,400 円
◆一般	44,400 円
◆住民税世帯非課税等	24,600 円
●合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000 円(個人)
◆生活保護の受給者	15,000 円(個人)
◆利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000 円

令和 3 年 8 月算定分から

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
◆現役並み所得者	
①年収約 1,160 万円以上	140,100 円
②年収約 770 万円以上約 1,160 万円以下	93,000 円
③年収約 383 万円以上約 770 万円以下	44,400 円
◆一般	44,400 円
◆住民税世帯非課税等	24,600 円
●合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000 円(個人)
◆生活保護の受給者	15,000 円(個人)
◆利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000 円

7 介護保険料の見込み

(1) 被保険者数

被保険者数は、第1号及び第2号被保険者ともに年々減少していくと推計されます。

■被保険者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
総数	725	709	697	648	632	620	590	531	441
第1号被保険者数	417	411	405	364	356	351	337	315	277
第2号被保険者数	308	298	292	284	276	269	253	216	164

(2) 介護保険料算出の考え方

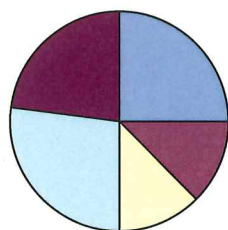
介護保険給付費の財源負担割合は、国 25%（施設分は 20%）、県 12.5%（施設分は 17.5%）、市町村 12.5%、第2号被保険者 27%、第1号被保険者 23%となっています。

なお、国が負担する 25%のうち5%の部分は財政調整交付金で、第1号被保険者の年齢構成や所得水準に応じた率により調整され交付されます。

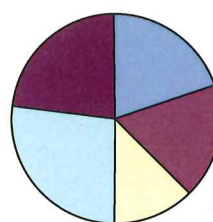
一方、地域支援事業の財源負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業では、国 25%、県 12.5%、市町村 12.5%、第2号被保険者 27%、第1号被保険者 23%、包括的支援事業及び任意事業では、国 38.5%、県 19.25%、市町村 19.25%、第1号被保険者 23%となっています。

■介護給付費の負担割合

居宅給付費

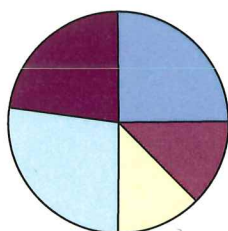


施設給付費

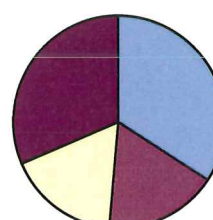


■地域支援事業の負担割合

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



第1号被保険者の介護保険料は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年の介護保険給付費の見込額、地域支援事業の介護保険負担額、第1号被保険者数などを総合的に勘案して算定します。

なお、保険料の所得段階については、国が示す基準に基づき、9段階に区分します。

1. 介護保険の標準負担額見込額は、以下の手順で算出されます。

- ①人口推計をもとに高齢者人口を推計し、各年度の要介護認定者数の推計をします。
- ②居宅サービス及び施設サービスの利用者数、利用回数を実績をもとに推計します。
- ③事業量を利用実績や今後の需要見込をもとに推計します。
- ④求められた事業量にサービス単価を乗じ標準給付費見込額を算出します。

2. 各年度の標準給付見込額から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業の事業費を推計します。

3. 計画期間3年間の被保険者数（所得金額等により補正された人数）で第1号被保険者負担相当額を除いて第8期介護保険事業計画中の1か月あたりの保険料を算出します。

(3) 介護保険事業費の見込額

介護サービスごとの計画期間中の介護保険給付費見込額及び標準給付費見込額は以下のとおりです。なお、今後の介護報酬改定により数字が変更となる場合があります。

1. 介護予防サービス給付費の推計

(単位:千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年計
介護予防サービス		1,929	1,852	1,852	5,633
	介護予防訪問看護	1,082	1,082	1,082	3,246
	介護予防居宅療養管理指導	36	36	36	108
	介護予防通所リハビリテーション	242	242	242	726
	介護予防福祉用具貸与	569	492	492	1,553
	介護予防住宅改修	0	0	0	0
介護予防支援サービス		572	573	521	1,666
合 計		2,501	2,425	2,373	7,299

2. 介護サービス給付費の推計

(単位:千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年計
居宅サービス		40,122	38,818	36,861	115,801
	訪問系サービス	23,026	21,573	20,065	64,664
	訪問介護	14,110	12,713	11,303	38,126
	訪問入浴介護	542	543	543	1,628
	訪問看護	7,253	7,257	7,257	21,767
	居宅療養管理指導	1,121	1,060	962	3,143
	通所系サービス	4,165	4,167	4,167	12,499
	通所介護	1,453	1,454	1,454	4,361
	通所リハビリ	2,712	2,713	2,713	8,138
	その他サービス	12,931	13,078	12,629	38,638
	短期入所生活介護	2,460	2,764	2,764	7,988
	短期入所療養介護(老健)	5,097	5,099	5,099	15,295
	特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	福祉用具貸与	5,374	5,215	4,766	15,355
	住宅改修	0	0	0	0
地域密着型サービス		23,316	21,732	20,182	65,230
	地域密着型通所介護	23,316	21,732	20,182	65,230
施設介護サービス		78,116	71,006	65,402	214,524
	介護老人福祉施設	39,909	36,778	33,979	110,666
	介護老人保健施設	38,207	34,228	31,423	103,858
	その他	0	0	0	0
居宅介護支援サービス		7,745	7,235	6,925	21,905
合 計		149,299	138,791	129,370	417,460

3. 総給付費

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年計
在宅サービス	73,684	70,210	66,341	210,235
居住系サービス	0	0	0	0
施設サービス	78,116	71,006	65,402	214,524
合 計	151,800	141,216	131,743	424,759

4. 標準給付費の見込額

介護給付費、介護予防給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料を合わせた標準給付費は次のとおりです。

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年計
介護給付費 (A)	149,299	138,791	129,370	417,460
予防給付費 (B)	2,501	2,425	2,373	7,299
給付費計 (A+B) (C)	151,800	141,216	131,743	424,759
高額介護サービス費等 (D)	2,239	2,309	2,192	6,740
高額医療合算介護サービス費等 (E)	61	63	60	184
特定入所介護サービス費等 (F)	7,495	7,047	6,696	21,238
審査支払手数料 (G)	172	169	166	507
標準給付費 (C+D+E+F+G)	161,767	150,804	140,857	453,428

5. 2021 年度介護保険制度改正に伴う影響額

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年計
高額介護サービス費の見直しに伴う影響額	0	0	0	0
特定入所介護サービス費の見直しに伴う影響額	▲1,300	▲2,023	▲1,916	▲5,239
合 計	▲1,300	▲2,023	▲1,916	▲5,239

※上記の影響額は、「4. 標準給付費の見込額」に反映させています。

6. 地域支援事業費

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年計
介護予防・日常生活支援総合事業	5,050	5,050	5,050	15,150
包括的支援事業・任意事業	9,000	9,000	9,000	27,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	350	350	350	1,050
合 計	14,400	14,400	14,400	43,200

(4) 介護保険料の算出方法

第1号被保険者の介護保険料は、財政の均衡を念頭に置きながら、計画期間中の介護サービス量に基づき算定します。算定式は次のとおりです。

(単位:円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額 (A)	155,089,000	141,667,000	130,813,000
介護予防・日常生活支援総合事業 (B)	5,550,000	5,550,000	5,550,000
包括的支援事業・任意事業 (C)	9,000,000	9,000,000	9,000,000
包括的支援事業(社会保障充実分) (D)	350,000	350,000	350,000
第1号被保険者負担分相当額 (E) (A+B+C+D)×23%	41,389,931	38,215,633	35,610,280
調整交付金相当額 (F) (A+B)×5%	8,530,311	7,840,246	7,273,865
調整交付金見込額 (G) (A+B)×見込割合	20,763,000	18,691,000	16,526,000
調整交付金見込交付割合 (%)	12.17	11.92	11.36
市町村特別給付費等 (H)	0	0	0
県財政安定化基金借入金 (I)	0	0	0
市町村支払準備基金繰入金 (J)	4,315,242	3,122,879	2,406,145
保険料収納必要額 (K) (E)+(F)-(G)-((H)~(J))	24,842,000	24,242,000	23,952,000
補正被保険者数 (L)	343	335	331
予定保険料収納率 (%) (M)	99.50	99.50	99.50
保険料月額 (K)×(M)÷(L)÷12 か月	6,000	6,000	6,000

以上により、第8期の保険料は月額 6,000 円とします。これは、第7期の月額 5,600 円に比べ 400 円 (7.14%) の増加となります。主な要因として、介護給付費が増加する一方で被保険者数は減少することが考えられます。

(5) 所得段階と保険料率

所得段階	対象者		保険料率	保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税	●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 ●生活保護受給者	0.5	(年額) 36,000 円 (月額) 3,000 円
第2段階		●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下	0.75	(年額) 54,000 円 (月額) 4,500 円
第3段階		●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以上	0.75	(年額) 54,000 円 (月額) 4,500 円
第4段階	本人は住民税非課税だが課税者が世帯にいる	●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.9	(年額) 64,800 円 (月額) 5,400 円
第5段階		●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上	1.0	(年額) 72,000 円 (月額) 6,000 円
第6段階	本人が住民税課税	●前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	(年額) 86,400 円 (月額) 7,200 円
第7段階		●前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	(年額) 93,600 円 (月額) 7,800 円
第8段階		●前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	(年額) 108,000 円 (月額) 9,000 円
第9段階		●前年の合計所得金額が320万円以上	1.7	(年額) 122,400 円 (月額) 10,200 円

※消費税の10%引上げに伴い、政府による社会保障充実策の一つとして、消費税による公費投入により65歳以上の低所得者の保険料の軽減強化が図られ、令和3年度以降も引き続き実施される。

これにより、第1段階は保険料率が0.3に、第2段階では保険料率が0.5に、第3段階では保険料率が0.7となる。

第5章 地域支援事業

第1節 地域支援事業

1 地域支援事業の概要

村では、要介護・要支援状態になることを予防するとともに、介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で生きがいや役割をもって、安心して生活を営むことができるよう、高齢者の方や家族を支援する事業を行ってきました。

平成18年度に設置された地域包括支援センターを中心に、高齢者等が医療・介護・生活支援などが一体的に受けられる地域包括ケアシステムによる村づくりを目指し、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」を柱に事業を推進してきました。

第8期介護保険事業計画においては、これらの取組みに加え、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、地域支援事業のさらなる充実を図ります。

地 域 支 援 事 業	■介護予防・日常生活支援総合事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス（訪問介護相当サービス） ・通所型サービス（通所介護相当サービス） ・介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（個別プラン作成等） ○一般介護予防事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業 - 元気アップ教室 - サロンみねお苑 - 体見直し講座 - 生きがい活動通所支援事業 - 軽度生活支援事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業 - 訪問リハビリ事業
	■包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症施策推進事業
	■任意事業 ○介護給付費等適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業 成年後見制度利用支援事業、住宅改修支援事業、食の自立支援事業

2 地域支援事業の実績及び見込

地域支援事業費は、令和元年度 20,813 千円、令和2年度見込 18,656 千円となっており、対前年度比で 10.4%の減少となっています。これは新型コロナウイルス感染症の影響により事業量が減少したことが主な要因と考えられます。

第8期では、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されることを想定し、毎年度 19,830 千円を見込みます。

(単位:千円)

区 分	第7期実績(R2は見込)			第8期推計			第9期以降推計	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
介護予防・日常生活支援総合事業	6,017	6,165	5,473	5,550	5,550	5,550	5,340	3,357
包括的支援事業	2,507	9,090	9,376	9,350	9,350	9,350	8,850	7,350
任意事業	4,231	5,558	3,807	4,930	4,930	4,930	4,743	2,982
合 計	12,755	20,813	18,656	19,830	19,830	19,830	18,933	13,689

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

1. 介護予防・生活支援サービス事業

高齢化が進行していく中、高齢者一人一人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう支援する事業です。

要支援認定者や基本チェックリスト該当者（事業対象者）が受けられるサービスで、デイサービスセンターへの通所やヘルパーの訪問等による受けるサービスです。

■介護予防・生活支援サービス事業の実績と目標量

(単位:千円)

区 分		事業費	財源内訳			
			介護保険		利用料	村単独分
			第1号保険料	公費等		
実績	H30	1,417	320	1,097	0	0
	R1	1,715	394	1,321	0	0
見込	R2	1,607	370	1,237	0	0
推計	R3	1,624	374	1,250	0	0
	R4	1,624	374	1,250	0	0
	R5	1,624	374	1,250	0	0

2. 介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

要支援認定者や基本チェックリスト該当者（事業対象者）に対し、適切な介護予防サービスが利用できるよう支援し、個別のケアプランを作成します。

■介護予防支援の実績と目標量

（単位：千円）

区 分		件数(件)	事業費	財源内訳	
				給付費収入	その他
実績	H30	117	505	505	0
	R1	131	564	563	0
見込	R2	138	590	590	0
推計	R3	132	578	578	0
	R4	132	578	578	0
	R5	132	578	578	0

■介護予防ケアマネジメントの実績と目標量

（単位：千円）

区 分		事業費	財源内訳			
			介護保険		利用料	村単独分
			第1号保険料	公費等		
実績	H30	1,417	320	1,097	0	0
	R1	1,715	394	1,321	0	0
見込	R2	1,607	370	1,237	0	0
推計	R3	1,624	374	1,250	0	0
	R4	1,624	374	1,250	0	0
	R5	1,624	374	1,250	0	0

3. 一般介護予防事業

元気高齢者等に対して、要介護・要支援状態にならないよう運動機能及び心身機能の維持向上のための介護予防教室等を行います。

第8期では、国保データベース（KDB）システムにより把握した健康課題をもとに、高齢者に対する疾病予防（運動、口腔、栄養、社会参加等）の取組みや、介護予防教室への参加など、保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。

事業（教室）名	対象者	内容
介護予防把握事業 （基本チェックリスト判定業務委託）	40 歳以上	集団ヘルススクリーニングや人間ドック受診者に対し、医療機関と連携し、基本チェックリストによる生活機能評価を実施し、生活機能が低下した方への早期対応を図る。
元気アップ教室	一般高齢者 事業対象者	身体機能や認知機能向上のためのプログラムを実施し、介護予防を図る。
サロンみねお苑		誰でも自由に集える場を提供し、運動やレクリエーションなどの活動を通じて、いきいき元気な高齢者の交流を図る。
体見直し講座		運動機能・口腔機能・栄養状態の低下など何らかの支援が必要な人に対し、個別・集団指導を実施し、介護予防を図る。
生きがい活動通所支援事業	一般高齢者 事業対象者	閉じこもりがちや要支援状態になる恐れがある人に対し、デイサービスセンターへの通所を支援し、自立支援と介護予防を図る。
軽度生活支援事業		週1回30分程度の日常生活の支援や安否確認を行う。
訪問リハビリ事業		日常生活において困難が生じた人に対し、理学療法士や保健師等が訪問し、個別指導を行い、介護予防を図る。

■一般介護予防事業の実績と目標量

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護予防把握事業	人数	189	168	160	160	160	160
元気アップ教室	回数	26	25	24	28	28	28
	人数	381	326	254	364	364	364
サロンみねお苑	回数	31	31	25	30	30	30
	人数	659	567	568	600	600	600
体見直し講座	回数	12	10	12	12	12	12
	人数	189	130	96	180	180	180
生きがい活動通所支援事業	人数	3,788	3,724	3,668	3,720	3,720	3,720
軽度生活支援事業	人数	0	0	0	5	5	5
訪問リハビリ事業	回数	2	3	2	3	3	3

（２）包括的支援事業

１．地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターでは、高齢者やその家族、その他地域の皆様からの日常生活に関するあらゆる相談等に対し、関係機関、団体等と連携し、高齢者等の生活維持、自立を支援していきます。また、地域包括支援センター運営協議会を開催し、事業の運営に関しての意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保します。

ア 目的	介護保険法の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。
イ 設置主体	南相木村
ウ 設置区域	南相木村全域
エ 運営体制	基幹センター１か所（住民課内）により運営を行う。
オ 配置人員	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうち１～２名を配置
カ 事業内容	

（１）包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント事業

- ・ 特定高齢者（要介護状態等になる恐れの高い状態にあると認められる 65 歳以上の高齢者）を把握し、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うこと

②総合相談・支援事業

- ・ 保健、医療、福祉、その他生活面に關し、どのような支援が必要か把握し、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うこと
- ・ 地域における関係機関等とのネットワークの構築に關すること
- ・ 独居、高齢者世帯等の実態把握に關すること
- ・ 総合相談に關すること

③権利擁護事業

- ・ 成年後見制度の利用支援に關すること
- ・ 高齢者虐待への対応に關すること
- ・ 老人福祉施設等への措置の支援に關すること
- ・ 困難事例への対応に關すること

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

- ・ 包括的・継続的なケア体制の構築に關すること
- ・ 地域における介護支援専門員に対する個別指導・相談に關すること
- ・ 地域の介護支援専門員が抱える困難事例等への指導・助言に關すること

⑤地域ケア会議

- ・ 高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図り、地域包括ケアシステムの構築を図る。

（２）指定介護予防支援

予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うこ

とができるよう、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防事業者等の関係機関との連絡調整を行う。

2. 在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護の関係者が連携して、在宅医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療・介護連携推進事業を実施します。南佐久郡内の地域包括支援センター、保険者、介護事業所、医療関係機関等とケアカフェを開催し、情報交換・共有を図ります。

3. 生活支援体制整備事業

高齢者の様々な日常生活を支える仕組みを充実させ、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域づくりを目指し、生活支援体制の整備を図ります。

4. 認知症施策推進事業

認知症又はその疑いのある方が、いつまでもその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのために、総合的な支援を行います。

(主な施策)

- ・ 認知症初期集中支援事業
- ・ 認知症地域支援推進員の活動支援
- ・ 認知症サポーターの養成
- ・

■ 包括的支援事業の実績と目標量

区 分			第7期実績(R2は見込)			第8期推計		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域包括支援センターの運営								
	拠点数	箇所	1	1	1	1	1	1
	保健師・社会福祉士・主任 介護支援専門員の配置	人数	1	1	1	1	1	2
在宅医療・介護連携推進事業								
	ケアカフェの開催	回数	1	1	1	1	1	1
生活支援体制整備事業								
	相談件数	件数	4	2	1	5	5	5
認知症施策推進事業								
	相談件数	件数	6	2	1	5	5	5
	認知症地域支援推進員	人数	1	1	1	1	1	1
	認知症サポーター	人数	0	0	0	1	1	2

(3) 任意事業

1. 介護給付費等適正化事業

介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度を維持するためには、高齢者の自立支援と尊厳の保持を図りながらも、限られた財源と資源をより重点的・効率的に活用していくことが求められています。村では、引き続き、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知の作成」を中心に、介護給付費の適正化を図ります。

①要介護認定の適正化

要介護認定調査の結果について、認定審査を委託している佐久広域連合と連携し点検を実施するとともに、適正な認定調査を行うための研修会への参加により、認定調査員の資質向上を図ります。

②ケアプランの点検

利用者の自立支援に関する資する適切なケアプランであるかに着目し、村内の介護事業所を対象にケアプラン点検を実施し、介護支援専門員の資質向上を図ります。

③住宅改修等の点検

■住宅改修

受給者の状態にそぐわない不適切または不要な工事を防ぐため、提出書類の点検・審査に加え、施工前・施工後の現地確認を行います。

■福祉用具購入・貸与

提出書類の点検・審査に加え、その必要性や利用状況に疑義が生じた場合には、介護支援専門員やサービス事業者に対する問い合わせや受給者宅の訪問調査を行います。

④医療情報との突合・縦覧点検

■医療情報との突合

医療と介護の重複請求を排除するためには、受給者の国民健康保険や後期高齢者医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の確認を行う必要があります。そこで、長野県国民健康保険団体連合会に委託し、医療情報突合リストの点検を行います。

■縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤りを早期に発見することが必要です。そこで、長野県国民健康保険団体連合会に委託し、この縦覧点検を実施します。不適切な給付があった場合には、介護報酬の返還を求めるとともに、必要に応じ指導を行います。

⑤介護給付費通知の作成

過不足のない適切なサービスの利用を促すためには、受給者やその家族に対しサービスの利用状況と自己負担額について見直す機会を提供することが必要です。

村では年2回、3か月分のサービス利用状況を記載した介護給付費通知の作成を長野県国民健康保険団体連合会へ委託し、本人または家族に通知します。

2. 家族介護支援事業

在宅で要介護者（要介護1～要介護5）を介護している家族の心身的・経済的負担の軽減を図るため、次のように様々な支援策を提供します。

事業名	対象者	事業内容
家族介護者教室	要介護者を介護している家族	在宅での介護方法、介護予防、健康づくり等の知識・技術を習得するための教室を開催。
家族介護者交流事業	要介護者を在宅介護している家族	要介護者（要介護1～5）を在宅介護している家族に対し、一時的に介護から開放し、介護者相互の交流や心身のリフレッシュを図る。
介護用品支給事業	要介護者を在宅介護している家族	要介護者（要介護1～5）を在宅介護している家族に対し、1枚千円の無料券を配付し、介護用品（消耗品に限る）の購入を支援する。 1人あたり年額最高75,000円
家族介護者慰労金支給事業	要介護者を在宅介護している家族	要介護者（要介護1～5）を在宅介護した家族に対し、在宅での介護日数により慰労金を支給する。 1人あたり年額20,000円～100,000円

3. その他の事業

事業名	対象者	事業内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を必要とする者	成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族や身寄りがいない、虐待を受けているなどの理由により、後見等開始の審判の申立てが行えない場合、村長による申立てを行います。費用の助成を受けなければ制度利用が困難な方について、審判の請求助成及びその他必要な支援を行います。地域連携ネットワークにおいて全体のコーディネートを行う中核機関を佐久圏域に設置します。
住宅改修支援事業	住宅改修を希望する要介護者等	介護保険法の規定に基づく住宅改修の活用を希望する要介護者等で、居宅介護支援や介護予防支援の提供を受けていない者が住宅改修を行う場合に、介護支援専門員等が介護保険法施行規則に基づき添付が必要となる「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合の経費を助成します。全額介護保険から給付され、利用者負担はありません。
食の自立支援事業（配食サービス）	自宅での調理が困難と認められる者	独居高齢者世帯または高齢者のみの世帯のうち、日常生活で調理が困難な方や栄養改善等が必要な方に対し、月曜日～土曜日の範囲内で昼食・夕食を配食する。 〈自己負担〉 昼食：1食300円（非課税世帯200円） 夕食：1食450円

■任意事業の実績と目標量

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護給付費等適正化事業							
ケアプラン点検	回数	0	1	0	1	0	1
介護給付費通知の作成	回数	2	2	2	2	2	2
家族介護支援事業							
家族介護者教室	回数	0	0	0	2	2	2
家族介護者交流事業	人数	13	0	13	20	20	20
介護用品支給事業	人数	45	43	49	50	50	50
慰労金支給事業	人数	37	40	31	50	50	50
成年後見制度利用支援事業							
相談・申立件数	件数	0	0	0	1	1	1
住宅改修支援事業							
助成件数	件数	0	0	0	1	1	1
食の自立支援事業							
利用者数	人数	20	20	14	16	16	16
配食数	件数	3,542	4,022	2,980	3,380	3,380	3,380

第6章 高齢者福祉事業

第1節 高齢者福祉事業

1 高齢者福祉事業の概要

高齢者が住み慣れた地域で生活できる活力ある健康長寿の村を構築するため、高齢者一人ひとりに対応したきめ細かい事業の実施が求められています。村では、各種検診から生活習慣病予備軍に対する予防事業や健康維持のための事業、在宅での生活支援のための各種福祉サービスを、内容をよりいっそう充実させながら今後も引き続き推進していきます。

2 生きがい対策

老後の生活を生きがいのある充実したものにしたいという思いは当然であり、そのためには、高齢者自らが積極的に活動する必要があります。これらの活動を支援する環境整備を引き続き進めていきます。

(1) 生涯学習・社会参加活動の推進

高齢者の生涯学習や生涯スポーツの推進体制の整備を関係機関と連携して進めていきます。高齢者の知識・技能・経験・学習意欲を生かした講座や教室の開催、長野県シニア大学等への参加などについて支援します。また、高齢者が気軽に誰でも楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及を推進します。

高齢者の社会参加活動の推進を支援します。老人クラブの健康づくり事業や景観美化活動（花いっぱい運動等）、世代間交流などの各種活動及びクラブ員の加入促進を支援していきます。

事業名	対象者	事業内容
シニア大学受講生交通費補助	概ね 60 歳以上のシニア大学受講生	長野県シニア大学佐久学部の受講生に対し、会場までの交通費を1回 500 円助成します。

(2) 就業支援

高齢者の多くが農業に親しんできた当村にとって、「生涯現役」として農業を生きがい活動の一つとして、高齢者による村の特産物の開発や農業を通しての交流等を関係機関と連携しながら検討していきます。また、高齢者が長年培った経験と能力を活かし、引き続き就業意欲を保ち続けることができるよう支援していきます。

3 在宅福祉サービス

高齢者が引き続き自立した生活を営むことができるよう以下のサービスを実施します。事業の普及を推進しながら、利用者がより満足できるよう事業の充実をよりいっそう図るよう努めていきます。

事業名	対象者	事業内容
シニア大学受講生交通費補助事業	概ね 60 歳以上のシニア大学受講生	長野県シニア大学佐久学部の受講生に対し、会場までの交通費を 1 回 500 円助成します。
外出支援サービス事業	概ね 60 歳以上の高齢者等で交通機関の利用が困難な者等	自宅と医療機関・介護サービス事業所等の間を送迎します。 1 回 500 円
福祉機器貸与事業	概ね 65 歳以上の高齢者等	介護保険給付対象外だが、介護機器等が必用な者に介護用ベッド等をレンタルします。
緊急通報サービス利用支援事業	概ね 65 歳以上の高齢者等	急病や災害時の緊急支援や 24 時間体制の安否確認を実施します。 利用料 1,000 円/月（非課税世帯 500 円/月）
徘徊高齢者家族支援サービス利用支援事業	徘徊高齢者を介護している家族等	徘徊高齢者を介護している家族を対象に、GPS 等による位置確認システムの利用料金等を助成。 加入料金は全額助成、月額利用料金は半額助成。
自動消火装置利用支援事業	概ね 65 歳以上の高齢者等	自動消火装置の無料設置。
高齢者にやさしい住宅改良促進事業	65 歳以上の高齢者で要介護または要支援の認定を受けた者または身体障害者手帳 1 級～3 級所持者 前年の所得税額が 8 万円以下の世帯	安心した日常生活を送るために転倒や介護に支障が出る箇所等（対象者が常時使用する居室、浴室、トイレ等に限る）の改修。 1 件当たりの限度額は 90 万円とし、改修経費の 1 割を自己負担（2 万円上限）とする。
村営バス無料事業	65 歳以上の高齢者	村営バス利用料金を全額助成。
交通災害共済掛金補助事業	70 歳以上の高齢者	東北信地区交通災害共済組合の掛金を全額助成。
高齢者祝金支給事業	80 歳以上の高齢者 および喜寿・米寿・白寿・百歳の高齢者	長寿及び敬老の意を表するため、祝金及び記念品を贈呈。 〈祝金の実例〉 ・喜寿 5,000 円 ・80～89 歳（米寿除く） 8,000 円 ・90～98 歳 10,000 円 ・米寿 10,000 円 ・白寿 20,000 円 ・百歳 30,000 円

4 施設福祉サービス

佐久広域連合や近隣市町村との連携を図り、老朽化が進む入所施設等の改築や新たな施設整備を広域単位で検討し進めます。

また、要介護3未満の一人暮らし高齢者等の生活を支援するため、南相木村高齢者支援ハウス「すずらん荘」を平成26年3月に整備しました（8室）。令和2年3月には4室を増築し充実を図りました。今後も引き続き、施設サービスへのニーズの把握に努め、更なる充実を図ります。

■高齢者福祉関連施設

施設名	数量	床面積	運用開始	設置目的
南相木村老人デイサービスセンター	1	1401.04 m ²	平成8年 4月	高齢者等の福祉増進及び自立促進を図り、家族の負担軽減、心身の健康保持及び生活の安定に寄与することを目的とする。
南相木村高齢者支援ハウス	1	450.48 m ² 居室8室	平成26年 4月	村内に住む高齢者に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活をおくことができるよう支援し、もって高齢者の福祉増進を図ることを目的とする。
		144.91 m ² 居室4室増築	令和2年 4月	
		計 595.39 m ²		

5 健康づくり

村では、高齢者ができる限り心身ともに健康で生活をしてほしいという願いから、保健師による訪問指導、健康相談、健康教育等を通して正しい知識の普及や予防活動に努めるとともに病気の早期発見、治療、在宅ケア、介護予防を行うために各種検診事業に今後も力を入れていきます。

（1）各種検診事業

村では、集団ヘルススクリーニングや各種がん検診実施していきます。介護予防事業と連携して集団ヘルススクリーニングの実施に併せて「いきいき健診」を行い介護予防事業に結び付けていきます。また、「特定健診」の実施により保健予防を充実させ、保健予防～介護予防という流れをつくり、一体的に実施する体制整備を行います。

（2）健康教育・健康相談

各種検診等の実施後の報告会、予防教室や健康福祉まつり（2月開催）などの開催に合わせて正しい知識の普及や健康相談等を行います。また、老人クラブの各種活動やスポーツの場（ゲートボール、マレットゴルフ）などを利用して相談を行っています。

6 高齢者福祉サービスの実績と目標量

村では、高齢者ができる限り心身ともに健康で生活をしてほしいという願いから、保健師による訪問指導、健康相談、健康教育等を通して正しい知識の普及や予防活動に努める

とともに病気の早期発見、治療、在宅ケア、介護予防を行うために各種検診事業に今後も力を入れていきます。

■高齢者福祉事業の実績と目標量

区 分		第7期実績(R2は見込)			第8期推計		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
在宅福祉サービス							
シニア大学受講生交通費補助事業	人数	0	0	0	2	2	2
外出支援サービス事業	回数	590	322	223	300	300	300
福祉機器貸与事業	人数	14	18	12	15	15	15
緊急通報サービス利用支援	人数	16	12	8	10	10	10
徘徊高齢者家族支援サービス利用支援事業	人数	0	0	0	2	2	2
自動消火装置利用支援事業	人数	0	0	0	2	2	2
高齢者にやさしい住宅改良事業	件数	1	0	0	2	2	2
村営バス無料事業	人数	422	418	409	380	366	351
交通災害共済掛金補助事業	人数	360	346	363	330	310	300
高齢者祝金支給事業	人数	212	210	198	200	180	180
施設福祉サービス							
デイサービスセンター利用者数	人数	3,788	3,724	3,711	3,720	3,700	3,680
高齢者支援ハウス入居者数	人数	7	7	11	11	11	11